

当院では一般名処方を行っています

一般名処方とは、銘柄を指定せず成分名等で処方箋を発行することです。

銘柄を指定しないので、一般名処方の処方箋を受け取った調剤薬局では患者さんと相談のうえ、処方医へ問合せをすることなく先発品でも後発品でも調剤をすることが可能になります。

昨今の医薬品供給不足等を鑑みて、調剤薬局が入荷可能な医薬品で調剤できる利点があります。

なお、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ処方等を行った場合は選定療養となり、別途料金を頂く場合があります。